

岐阜県公報

第 四 十 号
令和元年九月二十日
(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 二四二

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(商 業 ・ 金 融 課) 二四一

岐阜県農協同組合等検査規則の一部を改正する規則

(検 査 監 督 課) 二四二

告 示

森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表
保安林に指定する予定である旨の通知

(森 林 整 備 課) 二四二
(治 山 課) 二四三

保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知

(同) 二四四

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 二四五

国際たくみアカデミーで使用する校長印の改刻

(国 際 た く み ア カ デ ミ ー) 二四六

電気事業法第六十三条第二項において準用する同法第二十五
条第三項の規定に基づく通知

(消 防 課) 二四六

土地改良事業の工事の完了

(農 地 整 備 課) 二四八

公共測量の実施

(用 地 課) 二四八

開発行為の工事の完了

(建 築 指 導 課) 二四八

正 誤

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則中訂正

(運 転 免 許 課) 二四九

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十九号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表宿日直業務専門職の項中「一〇、三〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「四、一五〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年岐阜県規則第五十一号)の一部を

次のように改正する。

別表一の項中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同表二の項中「第十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同表備考第一号ヨ中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

岐阜県農業協同組合等検査規則（平成十三年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「農事組合法人及び農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」に改める。

附 則

この規則は、令和元年九月三十日から施行する。

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十二号

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年岐阜県規則

第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号の表各階平面図の項中「及び第六十四条第一項」を削り、「防火設備」の下に「及び同法第六十一条に規定する技術的基準に適合する防火設備で、同条の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」を加え、「建築基準法第二条第六号」を「同法第二条第六号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

令和元年十月三十日から一年間

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し出ることができる。

岐阜県告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町三ツ谷字下逆谷三三〇の二〇二から三三〇の二一九まで、三三〇の二二五から三三〇の二五二まで、三三〇の二五六から三三〇の二六〇まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町日坂字和佐谷二四二の一、二四二の二、二四二八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字谷東二一九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡池田町藤代字南谷三九四・字鶴之屋敷五七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町日坂字和佐谷一四三五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めなし。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年九月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百七十一号	高山市上宝町中山字中崎 五五番一地从先から 同市同町同字同 五五番二地先まで	前 後	二・一 三・〇 ルメートル	三・〇 三・〇 ルメートル	

岐阜県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年九月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百七十一号	高山市上宝町見座字向一 〇六五番地先から 同市同町同字同 〇六八番一地先まで	前 後	二・五 二・九 ルメートル	二四・〇 二四・〇 ルメートル	

岐阜県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年九月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百七十一号	高山市上宝町岩井戸字宮ノ向八五九番四地先から 同市同町同字同 八六七番一地先まで	前 後	二・五 三・五 ルメートル	九・五 九・五 ルメートル	

岐阜県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年九月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
一般国道	四百七十一号	同市同町同字平七	同市同町同字平七	同市同町同字平七	同市同町同字平七	後	前	後	前	後	前	後	前
						九〇・四	二〇・四	二〇・四	二〇・四	一八三・〇	一八三・〇	一八三・〇	一八三・〇

岐阜県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年九月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
一般国道	四百七十一号	同市同町同字上之	同市同町同字上之	同市同町同字上之	同市同町同字上之	後	前	後	前	後	前	後	前
						九〇・四	二〇・四	二〇・四	二〇・四	一八三・〇	一八三・〇	一八三・〇	一八三・〇

岐阜県告示第二百二十一号

現在使用中の国際たくみアカデミー校長印は、摩耗し、その印影が不鮮明となったので、次のとおり改刻し、令和元年十月一日から使用する。

なお、国際たくみアカデミーで使用する塾長印に関する告示（平成二十年岐阜県告示第二百七十一号）は、令和元年九月三十日限り廃止する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書体 てん書

大きさ 二十三ミリメートル平方

二 公印管理者

国際たくみアカデミー校長

公 示

電気事業法第六十三条第二項において準用する同法第二十五条第三項の規定に基づき通知

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第六十二条の規定による植物の伐採に係る損失の補償について、法第六十三条第二項において読み替えて準用する法第二十五条第三項の規定による裁定の申請を受理した旨の通知は、当該通知を受けるべき者について送付するべき場所を確知することができないので、通知に代え

てその内容を公示する。

なお、当該植物の所有者は、左に掲げる期間内に限り法第六十三條第二項において読み替えて準用する法第二十五條第三項の規定により、答弁書を提出することができる。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 法第六十三條第一項の規定による裁定の申請を行った者

関西電力株式会社取締役社長 岩根 茂樹

二 法第六十三條第二項において読み替えて準用する法第二十五條第三項の規定による通知を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
小原 貞明	愛知県刈谷市新富町一丁目四五番地

三 法第六十三條第一項の規定による裁定の申請の内容

平成二十九年九月二十九日及び平成三十年七月三日に申請者が伐採した植物の損失補償について、申請者と損失を受けた者との間で協議が整わないため裁定の申請がされた。

四 法第六十二條の規定による損失の補償の対象となる植物の所在地、種類及び数量

所 在 地	種 類	数 量 (本)
中津川市瀬戸字野久保四四七番一三四	広葉樹	二

五 法第六十二條の規定による損失の補償の額等

損失補償額及びその算定方法に係る書類については、岐阜県危機管理部消防課に備え置く。

六 答弁書の提出期間

令和元年九月二十日から同年十月十一日まで (必着のこと。)

七 答弁書の提出先

岐阜県危機管理部消防課

電気事業法第六十三條第二項において準用する同法第二十五條第三項の規定に基づく通知

電気事業法(昭和二十九年法律第七十号。以下「法」という。)(第六十二條の規定による植物の伐採に係る損失の補償について、法第六十三條第二項において読み替えて準用する法第二十五條第三項の規定による裁定の申請を受理した旨の通知は、当該通知を受けるべき者について送付するべき場所を確知することができないので、通知に代えてその内容を公示する。

なお、当該植物の所有者は、左に掲げる期間内に限り法第六十三條第二項において読み替えて準用する法第二十五條第三項の規定により、答弁書を提出することができる。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 法第六十三條第一項の規定による裁定の申請を行った者

関西電力株式会社取締役社長 岩根 茂樹

二 法第六十三條第二項において読み替えて準用する法第二十五條第三項の規定による通知を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
江藤 潔	愛知県安城市安城町石ナ曾根一八番地二

三 法第六十三條第一項の規定による裁定の申請の内容

平成三十年七月三日に申請者が伐採した植物の損失補償について、申請者と損失を受けた者との間で協議が整わないため裁定の申請がされた。

四 法第六十二條の規定による損失の補償の対象となる植物の所在地、種類及び数量

所 在 地	種 類	数 量 (本)
中津川市瀬戸字野久保四四七番一三三	広葉樹	一

五 法第六十二條の規定による損失の補償の額等

損失補償額及びその算定方法に係る書類については、岐阜県危機管理部消防課に備え置く。

六 答弁書の提出期間

令和元年九月二十日から同年十月十一日まで（必着のこと。）

七 答弁書の提出先

岐阜県危機管理部消防課

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の第三項の規定により公示する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	岐阜東部地区（あま池）	平成三二・二・二八

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったの

で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

令和元年六月十三日から
令和二年三月十三日まで

四 作業地域

関市、山県市、本巣市及び加茂郡東白川村

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第三二号の三二・平成三二・四・一六	羽島市正木町曲利字村前一二九二番及び羽島市所管法定外公共物（水路）	道路、下水	開発登録簿による	羽島市福寿町間島三丁目九〇番地二 はち企画株式会社 代表取締役 塚 田 三 夫
同岐西建築第一二四号の四 令和 元・五・一七	瑞穂市穂積字野口一三五番一、一三六番一及び瑞穂市所管法定外公共物（道路）	道路	同	瑞穂市本田二〇八番地二 株式会社クローバー 代表取締役 関 谷 誠
同岐西建築第三四号の一	羽島郡岐南町野中八丁目八二番から八	道路、下水	同	羽島郡岐南町野中二丁目一番地

○ 平成三一・二・二六	四番まで	道		有限会社デイベロップメントブレイン 代表取締役 岩 塚 健 治
同岐西建築第三五号の六 平成三一・三・二〇	羽島郡笠松町田代字古地九三六番一	道路、下水	同	下呂市金山町東香部三三二一番地 株式会社伊田屋 代表取締役 河 尻 吉 雄
同岐西建築第四〇号の七 平成三一・四・四	安八郡神戸町大字末守字中島五二二番一及び五二三番四	道路	同	大垣市鶴見町二八三番一 株式会社地伸 代表取締役 菱 田 大 次 郎
同岐西建築第四二号の五 平成三一・二・一四 同岐西建築第一三五号の七 令和元・七・二四	揖斐郡池田町砂畑字村前筋六一番の一部 外一八筆	道路、緑地 水路、消防 の用に供する貯水施設	同	揖斐郡池田町六之井一四六八番地の一 池田町土地開発公社 理事長 牛 嶋 勝 一
同中建築第五号の二 平成一一・六・一〇 同中建築第六六号 同三一・二・一八	美濃加茂市本郷町六丁目二八番一、二九番一、三〇番一、三二番一、三三番一及び三三番一	緑地	同	東京都品川区大崎一丁目二番二号 株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信 加茂郡川辺町中川辺一六番地 株式会社瀧飛葬祭 代表取締役 鈴 木 哲 馬
同中建築第六三号の六 平成三〇・一一・一七 同中建築第七六号の三 令和元・八・二三	関市戸田字中蔵八一五番及び八一六番	道路	同	各務原市蘇原村雨町三丁目四七番地 高安株式会社 代表取締役 高 安 彰

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年三月九日号外(二) 岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則(岐阜県公安委員会規則第一号)三頁別記第一号様式の三中「飛」は、「飛」の誤り。

令和元年九月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社